

各 位

堺市上下水道局

お 知 ら せ

平素は、本市の上下水道事業に対し、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、給水装置工事と排水設備工事において工事を施工する前には、給水装置は堺市水道事業給水条例第 11 条、排水設備は堺市下水道条例第 4 条に基づき、あらかじめ給水装置工事申込及び排水設備計画確認申請を行い、承認や確認が必要となっております。

また、承認や確認を受けずに給水装置や排水設備の新設等を行った場合は、給水装置については堺市水道事業給水条例第 34 条、排水設備については堺市下水道条例第 35 条に基づき、5 万円以下の過料に処する場合がありますので、ご注意ください。

なお、給水装置工事申込書及び排水設備計画確認申請書を預かり、承認や確認手続き中に現地調査等を行う場合があります。

<問い合わせ先>

堺市北区百舌鳥梅北町 1 丁 3 9 番地 2
堺市上下水道局給排水設備課（本館 1 階）
F A X 0 7 2 - 2 5 0 - 9 1 6 4
T E L 0 7 2 - 2 5 0 - 4 6 9 7